

見守り 新鮮情報

離れて住む母が、預金口座のある銀行から**投資信託**等の**金融商品**を勧められ契約した。母は介護も受けず元気だが金融商品には疎い。昔から**付き合いのある銀行**だからと**信用**

していて、勧誘を受けると話を聞いてしまう。母の本音では預金のまま置いておきたかったそうだ。今後は**勧誘を控えてほしい**。

(当事者：80歳代 女性)



©Kurosaki Gen

投資信託等の金融商品 その場ですぐに契約しないで

ひとこと助言

契約は
納得してから



見守るくん

- 投資信託などは預貯金とは異なり、元本が保証されたものではありません。確実に元本が保証される商品を希望する場合は、契約を避けましょう。
- 昔から付き合いのある金融機関から勧められても、その場で契約せず、商品のリスクや仕組みを十分理解してから契約しましょう。また、説明を受ける際には家族などに同席をお願いしましょう。
- 家族や周囲の人の見守りも大切です。日頃から高齢者とコミュニケーションを取り、生活などの変化に気付くことで、トラブルを防ぐことができます。離れて暮らしている場合は、帰省の際などに見慣れない書類や困っている様子がないか確認するようにしましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。